

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載します。

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券…償却減価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

（売却減価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの…取得原価（又は償却減価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

（売却減価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの…出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます）…定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます）…定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上して
ます。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当とし
て支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち福智町へ按分さ
れる額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見
込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 80 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に
資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

新型コロナウイルス関係経費については、臨時的経費の取り扱いをしています。

3 重要な後発現象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計

公共用地先行取得事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化半比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	6.0%
将来負担比率	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

予定額はあります。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

480,672 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の内訳は、次のとおりです。

事業用資産（土地） 102,420 千円

- ② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足無し（+582,806 千円）

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる額 13,082,270 千円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,187,527 千円
将来負担額	21,497,673 千円
充当可能基金額	21,790,177 千円
特定財源見込額	2,688,094 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	13,082,270 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,575,739 千円

※業務活動収支（支払利息支出を除く）+投資活動収支（基金を除く）=基礎的財政収支
3,306,740 千円+（▲731,001 千円）=2,575,739 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

【資金収支計算書】業務活動収支	3,205,969 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	601,342 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	▲3,752 千円
減価償却費	▲1,653,148 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	126,727 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	53,852 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	11,484 千円
資金除却売却益（損）	▲748,433 千円
その他の資産・負債の増減額	▲247,397 千円
【純資産変動計算書】本年度差額	1,346,644 千円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000,000 千円